

(証券コード 3950)

平成26年3月11日

株 主 各 位

大阪市東成区東小橋二丁目9番9号

ザ・パック株式会社

取締役社長 中 尾 吉 計

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年3月27日（木曜日）午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年3月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東大阪市東鴻池町一丁目5番39号 当社大阪工場本館3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.thepack.co.jp/>）に掲載することにより開示しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ・事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.thepack.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年 1月 1日)
(至 平成25年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済政策、いわゆるアベノミクス政策により、円安および株価上昇の傾向が続き、企業収益の改善や輸出環境の回復など全体には明るい兆しが見えるようになりました。しかし、一方では、円安や原子力発電所稼働停止にともなう電気料金等の高騰や物価上昇により消費者の生活防衛意識や節約志向は依然として根強く、個人消費の動向は未だ不透明です。

当社の属する業界では、円安にともなう輸入製品や原材料の価格上昇、電気料金値上げ等によるコスト増の反面、製品価格への転嫁が十分には進まず、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は「私たちは、明るく元気に 最高、最善を目指します」をスローガンにグループ全社の結束を一層強化し、首都圏を中心とした市場開拓に注力する一方、遊休地の処分や不採算事業の見直しを図るなど、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は前期比0.3%減少の843億15百万円、営業利益は前期比4.3%増加の52億53百万円、経常利益は前期比2.5%増加の53億91百万円、当期純利益は前期比9.7%増加の33億1百万円となりました。

事業の種類別セグメントの状況は次のとおりでございます。

〈事業のセグメント別売上高〉

セグメント区分	金額	前 期 比	構 成 比
紙 加 工 品 事 業	48,794 ^{百万円}	100.9 %	57.9 %
化 成 品 事 業	17,465	97.5	20.7
そ の 他 事 業	18,056	98.9	21.4
合 計	84,315	99.7	100.0

(紙加工品事業)

当社グループ売上高の57.9%を占めるこの部門では、紙袋(対連結売上高構成比30.7%)は、全体的に堅調に推移し、連結売上高は258億43百万円(前期比1.5%増加)となりました。

紙器(同上構成比14.7%)は、食品用パッケージが順調に増加し、連結売上高は123億71百万円(前期比3.9%増加)となりました。

段ボール(同上構成比10.2%)は、主要顧客である家電業界の業績は年度終盤から回復傾向に転じ始めましたが、連結売上高は85億74百万円(前期比6.5%減少)となりました。

印刷(同上構成比2.4%)の連結売上高は、東日本市場を中心として順調に推移し、20億3百万円(前期比8.5%増加)となりました。

以上により、この部門の連結売上高は487億94百万円(前期比0.9%増加)となりました。

(化成品事業)

当社グループ売上高の20.7%を占めるこの部門では、紙おむつ用袋は回復の兆しが見え始めましたが、前半の減収を補うには及ばず、連結売上高は174億65百万円(前期比2.5%減少)となりました。

(その他事業)

当社グループ売上高の21.4%を占めるこの部門では、繊維品および流通市場向けギフト品は堅調に推移しましたが、PASシステム(包装資材その他の製造・調達から在庫管理・納品まで一括で請け負うアウトソーシングシステム)に係る用度品等の売上が伸びず、連結売上高は180億56百万円(前期比1.1%減少)となりました。

② 設備投資の状況および資金調達状況

当連結会計年度における設備投資額は、13億38百万円であります。その主なものは、大阪工場の製造設備の増強および福岡支社の建替えであります。

なお、これらの資金調達につきましては、自己資金により賅っております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第 59 期 平成22年度	第 60 期 平成23年度	第 61 期 平成24年度	第 62 期 平成25年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	82,198	82,562	84,554	84,315
経 常 利 益 (百万円)	5,910	5,430	5,261	5,391
当 期 純 利 益 (百万円)	3,078	2,680	3,009	3,301
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	154.74	134.76	151.30	165.98
総 資 産 (百万円)	64,866	63,154	65,532	65,091
純 資 産 (百万円)	32,095	34,001	36,569	39,507
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,612.48	1,708.29	1,837.34	1,984.74

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) ザ・ニコルス	30百万円	100.00%	繊維品の製造・販売
(株) 京浜特殊印刷	10百万円	100.00%	紙加工品の印刷
日幸印刷(株)	20百万円	100.00%	紙加工品の印刷
(株) パックタケヤマ	90百万円	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の製造・仕入・販売
ザ・パックアメリカコーポレーション	100万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品・その他ギフト品等の仕入・販売
特百嘉包装品貿易(上海)有限公司	50万米ドル	100.00%	紙加工品・化成品の販売
特百嘉包装制品(常熟)有限公司	390万米ドル	93.59%	紙加工品の製造

(注) 当社は、平成26年1月1日付にて株式会社ザ・ニコルスを吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しといたしましては、アベノミクス政策による景気上昇への期待感はあるものの、今春の消費税率引き上げの影響への懸念もあり、個人消費および当社主力販売先である流通市場、生産市場の企業業績の動向は未だ不透明であります。また、当社の属する業界におきましては、次期においても円安による原材料および輸入品の価格上昇が予想され、一方では製品の低価格競争が継続するなど、当面は厳しい経営環境が続くものと思われまます。

当社は、このような状況の中、当社グループの設備と能力を最大限に活用して、国内外における一層の市場開拓、事業の拡大を行い、製品・サービスの開発と企画提案および品質向上に注力して適正価格による販売に努め、事業内容の見直しや業務改革による合理化を一層推進して、さらなる業績の向上に努める所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容

セグメント区分	事業の内容	会社名
紙加工品事業	紙袋、印刷紙器、段ボール、段ボール箱などの製造、仕入及び販売	当社 (株)京浜特殊印刷 日幸印刷(株) (株)パッタケヤマ ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司 特百嘉包装制品(常熟)有限公司
化成品事業	ポリ袋、テラーバッグなどの製造、仕入及び販売	当社 (株)パッタケヤマ ザ・パッカアメリカコーポレーション 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司
その他事業	ギフト品、繊維品、用度品、値札、カレンダー、デザイン製作、宣伝広告用品などの製造、仕入及び販売	当社 (株)ザ・ニコルス (株)パッタケヤマ ザ・パッカアメリカコーポレーション

(6) 主要な営業所および工場

① 当社

本社 (大阪市東成区)

本部・支社 東京本部(東京都渋谷区)、北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、
関東支社(千葉県松戸市)、横浜支社、名古屋支社、京都支社、神戸支社、
岡山支社、広島支社、四国支社(高松市)、福岡支社

大阪工場 (大阪府東大阪市)

奈良工場 (奈良県大和郡山市)

東京工場 (埼玉県日高市)

茨城工場 (茨城県日立市)

② 子会社

国内 (株)ザ・ニコルス (大阪市) (株)京浜特殊印刷 (大阪市)

日幸印刷(株) (大阪市) (株)パッタケヤマ (大阪市)

海外 ザ・パッカアメリカコーポレーション (米国)

特百嘉包装品貿易(上海)有限公司 (中国)

特百嘉包装制品(常熟)有限公司 (中国)

(7) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,047 名	1名減

(注) 上記のほか、当社執行役員7名および臨時使用人548名が在籍しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
829 名	12名増	39.9 歳	17.1 年

(注) 上記のほか、執行役員7名、子会社等への出向者15名および臨時使用人489名が在籍しております。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	197 百万円
株式会社三井住友銀行	197
三菱UFJ信託銀行株式会社	197
株式会社みずほ銀行	100
三井住友信託銀行株式会社	100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成25年11月6日開催の取締役会における決議に基づき、連結子会社である株式会社ザ・ニコルスを平成26年1月1日付で吸収合併いたしました。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 77,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 19,900,000株 (自己株式6,602株を含む) |
| ③ 株主数 | 6,655名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人森田記念福祉財団	2,081 千株	10.45 %
ビービーエイチフォー フィデリティ ロープライズストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポート フォリオ)	1,990	10.00
ザ ・ パ ッ ク 取 引 先 持 株 会	1,247	6.26
森 田 商 事 株 式 会 社	1,013	5.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	843	4.23
北 越 紀 州 製 紙 株 式 会 社	622	3.12
ザ ・ パ ッ ク 社 員 持 株 会	597	3.00
大 王 製 紙 株 式 会 社	545	2.73
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	494	2.48
七 條 紙 商 事 株 式 会 社	448	2.25

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(6,602株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 尾 吉 計	
専務取締役	松 本 康 夫	営業本部長 品質管理本部長
常務取締役	奥 田 良 三	大阪事業本部長
同	稲 田 光 男	東京事業本部長 ザ・バックアメリカコーポレーション取締役会長
同	木 森 啓 至	管理本部長
同	寺 岡 由 則	製造購買本部長 東京製造事業部長 株式会社京浜特殊印刷代表取締役
取 締 役	瀧 之 上 輝 生	製造購買本部副本部長 大阪製造事業部長 日幸印刷株式会社代表取締役
同	西 村 豊	生産事業本部長
同	山 下 英 昭	東京第二事業部長
取締役相談役	森 田 和 子	公益財団法人森田記念福祉財団理事長 森田商事株式会社代表取締役社長
常勤監査役	山 本 清 一	
監 査 役	前 田 豊	公認会計士、税理士 前田公認会計士事務所所長 株式会社センチュリーワン代表取締役社長 有限会社センチュリー・ジャパン代表取締役社長 富久屋マネジメント株式会社社外監査役
同	河 内 保	弁護士 文殊総合法律事務所所長 株式会社堂島ビルヂング社外監査役

- (注) 1. 監査役前田 豊、河内 保の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役前田 豊氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役前田 豊氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 織田 強氏は、平成25年3月28日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 永嶋正朗氏は、平成25年3月28日開催の第61期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
6. 平成25年3月28日開催の第61期定時株主総会において、山下英昭氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 平成25年3月28日付で、取締役の地位を次のとおり変更しました。()内は前職
- 常務取締役 (取締役) 寺 岡 由 則

② 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	11 名	280 百万円	
監 査 役	4	35	うち社外監査役2名 14百万円
合 計	15	316	

- (注) 1. 上記には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額22百万円を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役および監査役の報酬限度額は、平成22年3月30日開催の第58期定時株主総会において、取締役は年額470百万円以内、監査役は年額70百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 取締役

該当事項はありません。

ロ. 監査役

・重要な兼職先と当社との関係

監査役前田 豊氏は、株式会社センチュリーワンおよび有限会社センチュリー・ジャパンの代表取締役社長ならびに富久屋マネジメント株式会社の社外監査役であります。当該各会社と当社との間には取引関係はございません。

監査役河内 保氏は、株式会社堂島ビルデングの社外監査役であります。当該会社と当社との間には取引関係はございません。

・当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
前田 豊	当事業年度の取締役会6回の全ておよび監査役会12回の全てに出席し、また役員および事業部長以上の役職者で構成される事業部会12回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
河内 保	当事業年度の取締役会6回の全ておよび監査役会12回の全てに出席し、また役員および事業部長以上の役職者で構成される事業部会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

1. 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
2. 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額 32百万円

ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬の額 1百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 33百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
情報システム部門の現状業務調査に係る助言業務

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が解任し、監査役会が選任した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、その他の理由による会計監査人の選任・不再任・解任につきましては、監査役会の同意または請求により、株主総会に議案を上程いたします。

3. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保し、効率的経営を行うために必要な内部統制体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は監査役会規定および監査役監査基準に基づき監査役監査を行い、監査室は内部監査規定に基づき内部監査を行う。
- ② 管理本部長は、全社のコンプライアンス管理を統括し、その体制を整備する。
- ③ 役員・従業員等に対する、「ザ・パックスグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育を行う。
- ④ 従業員等からのコンプライアンスに関する相談および法令・定款に違反する事実等の通報を受けるために、社内通報制度を整備して、不正事実およびその可能性を発見し、防止と是正に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書を保存するものとし、その作成、保存、管理等は文書規定、稟議手続規定その他の社内規定等に基づき行う。
- ② 取締役および監査役は、必要に応じ、前号に定める重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 与信管理、品質管理、安全衛生その他の日常業務に係るリスク管理は、それぞれに関する社内規定、マニュアル、手続書等に基づき行う。
- ② 情報セキュリティに係るリスク管理は、業務のIT化等により重要度が増す情報管理に対応するために、管理体制を見直す。
- ③ 災害、大事故その他の経営に係る緊急事態に対しては、発生時に、社長指揮の下で迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。
- ④ 監査室は、内部監査において損失の危険を発見した場合は、内部監査規定に基づき、当該部門の長に通告するとともに、直ちに社長に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 効率的な経営を行うために、取締役会の他に、役付役員による経営会議、事業部長以上による事業部会を毎月開催し、機動的な業務遂行を行うために執行役員制度を継続する。経営会議は会社経営上の重要な事案および執行方針を審議し取締役会に付議する。事業部会は、各担当部門が報告する業務執行状況を検討し、取締役会の決定した執行方針を実現するため施策を審議し、決定する。
 - ② 業務執行に係る組織・職制、業務分掌、職務権限はそれぞれ社内規定に基づくものとする。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① グループ各社の管理・監査は、関係会社管理規定に基づき行う。
 - ② グループ各社に対して、「ザ・パックスグループ行動規範」の遵守およびコンプライアンスに関する啓蒙・教育ならびに社内規定その他の内部統制体制の整備を求める。管理本部長は、これらの要請事項につきグループ各社から援助・指導等を求められた場合は、必要に応じ、法務部その他の部署に対応させる。
 - ③ 当社が整備する社内通報制度にグループ各社を含めるものとし、グループ内でのコンプライアンス違反を発見し、防止し、是正に努める。

6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ① 当面は、監査役の職務を専任で補助する使用人を置かない。ただし、監査室が、その職務と兼任して、監査役が職務遂行に必要とする補助業務を、監査役の指揮命令の下で行う。

7. 監査役の補助を行う使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査室は、監査役の指揮命令下で行う監査役補助業務について、監査役以外の指揮命令を受けない。
 - ② 監査室メンバーの人事異動、人事評価、処遇、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役は、取締役会、経営会議、事業部会への出席の他、監査役が必要と判断する会議へ出席できる。
 - ② 重要会議の議事録・資料、重要な訴訟・係争に関する資料、当局検査・外部監査の結果資料、内部通報等による不正事実の資料、その他監査役が要求する文書は、監査役へ提供する。

- ③ 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員および従業員は、監査役が行う監査に積極的に協力する。
- ② 監査役は、その独自の計画・スケジュールに基づき、監査室と緊密な連携を保ちながら、監査対象とする部門の長および従業員と面談できる。
- ③ 監査役は、社長、監査法人それぞれとの間で、随時に会合をもち意見交換を行う。

10. 社内規定等の整備

- ① 前九項に係る社内規定、制度、システム、マニュアル、手法等は、各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善、設置等を行う。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることといたします。

これらをもって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は「愛し愛され」を社是とし、「人を大切に、人を育てる経営」を指針に、「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指し、また地球環境問題への取組みなど、社会的責任を念頭に置きつつ、包装の総合企業体として社会の発展と繁栄に貢献し、業績の向上に努めることを経営方針としてまいりました。

当社は、昭和27年に日本ケース株式会社として設立され、パッケージ専門メーカーとして事業を開始いたしました。洋服箱の製造販売に始まり、昭和34年には段ボールシートおよびケースの本格的な一貫生産を開始、その後は積極的に生産設備を増強し、扱い品目を紙器、紙袋、化成品、印刷事業等へと拡大し、顧客につきましても当初は主に紳士服小売店であったものを百貨店・量販店等の流通小売市場、食品・家電・サニタリー等のメーカー市場等へと拡大してまいりました。昭和58年には社名を現在のザ・パック株式会社に変更いたしました。

その後、海外においては、昭和62年にザ・パックアメリカコーポレーションを設立し、アメリカにおいて高級紙袋の製造販売事業を開始、平成18年には特百嘉包装品貿易（上海）有限公司を中国上海市に設立し、中国市場における紙加工品・化成品等の販売事業を開始、平成19年には特百嘉包装製品（常熟）有限公司を江蘇省常熟市に設立して紙包装製品の生産・加工・販売を開始した他、国内においても平成21年に株式会社パックタケヤマを設立し、株式会社タケヤマの紙袋、紙器、ポリ袋等の製造・販売に関する事業を譲り受けて中部地区に製造拠点を設け、平成23年には埼玉県日高市に東京工場を竣工し、埼玉工場の設備移転に加えて生産能力を大幅に増強するとともに物流機能を集約して首都圏市場への対応力を強化する等、ザ・パックグループとして事業を拡大してまいりました。

また、事業拡大を進めながら、平成24年にカンザス工場を閉鎖してザ・パックアメリカコーポレーションを販売会社に特化させ、平成26年1月1日に事業環境が悪化した株式会社ザ・ニコルスを吸収合併して紳士衣料の製造・販売事業を整理する等、不採算事業の見直し、立て直しを図ってまいりました。

その間、平成3年に大阪証券取引所市場第二部へ株式を上場、平成13年に東京証券取引所市場第二部、平成15年には東京・大阪証券取引所市場第一部へ上場いたしました。

これらの業績向上や財務体質強化に努める一方、当社は従来から企業の社会的責任を強く認識し、包装文化の発展を担う企業としての自覚のもと、昭和56年には包装資料館を設置して国内外のパッケージ研究および情報発信の拠点とした他、平成5年にはザ・パックフォレスト基金を設立して森林保護および植林活動を推進し、主力事業におきましては環境対応新商品および新技術の開発に積極的に取り組んでまいりました。また、平成11年の茨城工場を皮切りに現在は当社の国内四工場および全事業所においてISO14001「環境マネジメントシステム」、ISO9001「品質マネジメントシステム」の認証を取得しております。

平成11年には、

- ・環境対応NO. 1の会社になろう
- ・品質NO. 1の会社になろう
- ・コストNO. 1の会社になろう
- ・世界に通用する会社になろう
- ・誇りを持ち、夢を実現できる会社になろう

を全社スローガン「ザ・パックス21ビジョン」として決定し、役員・従業員が一体となって企業価値を高める意思統一を図り、今日に至っております。

当社および当社グループの主力事業が属する包装業界は、国内にあっては成熟産業とされています。この中にあって当社および当社グループが持続的に発展するためには、販売力、設備総合力、技術開発力、企画提案力の強化はもちろんのこと、従来の取組みに安住することなく、海外市場の開拓強化および新たな需要や市場の開発・創造に積極的にチャレンジしていかなければなりません。そのためには当社および当社グループの人材と組織力を結集することが不可欠であり、この結集を可能ならしめるのが、社は「愛し愛され」に基づく「人を大切に、人を育てる」経営指針であり「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指す経営方針であります。

今後も、総合包装事業を中核事業として、顧客第一主義を柱に様々な業種や規模の顧客および消費者のニーズを的確に把握して対応し、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域住民その他のステークホルダーのご意見を重視し信頼関係を維持しながら、業績向上、財務体質強化、社会的責任の遂行に関する的確な中長期的計画を立案し実行していくことを、当社および当社グループの企業価値および株主共同の利益を高める取組みとして実行してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年8月9日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）の導入を決議して同日より発効し、平成20年3月28日開催の第56期定時株主総会において本プランの3年間継続が承認可決され、その有効期間満了となる平成23年3月30日開催の第59期定時株主総会において、本プランの一部を変更し、同株主総会の日から3年間（平成25年12月期に関する定時株主総会の終結の時まで）の継続が承認可決されました。

本プランは、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者またはグループ（以下「大規模買付け者」といいます）に対し、当社が定める大規模買付けルールの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報および期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が、株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるものです。

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが、上記①の会社の支配に関する基本方針に則って策定された、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とした取組みであり、株主の皆様共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本プランを廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件および当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,059	流 動 負 債	22,923
現金及び預金	8,191	支払手形及び買掛金	19,161
受取手形及び売掛金	21,452	短期借入金	792
有価証券	3,699	未払法人税等	703
商品及び製品	4,761	賞与引当金	166
仕掛品	605	役員賞与引当金	30
原材料及び貯蔵品	606	その他	2,069
繰延税金資産	167	固 定 負 債	2,661
その他	592	退職給付引当金	2,576
貸倒引当金	△ 16	その他	84
固 定 資 産	25,031	負 債 合 計	25,584
有形固定資産	20,445	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	7,704	科 目	金 額
機械装置及び運搬具	5,281	株 主 資 本	38,716
工具、器具及び備品	253	資本金	2,553
土地	7,146	資本剰余金	3,165
建設仮勘定	59	利益剰余金	33,003
無形固定資産	187	自己株式	△ 6
投資その他の資産	4,398	その他の包括利益累計額	766
投資有価証券	3,365	その他有価証券評価差額金	967
繰延税金資産	456	繰延ヘッジ損益	7
その他	638	為替換算調整勘定	△ 207
貸倒引当金	△ 62	少数株主持分	23
資 産 合 計	65,091	純 資 産 合 計	39,507
		負 債 純 資 産 合 計	65,091

連結損益計算書

(自 平成25年 1月1日
至 平成25年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		84,315
売 上 原 価		65,270
売 上 総 利 益		19,045
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,792
営 業 利 益		5,253
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	79	
受 取 配 当 金	72	
受 取 賃 貸 料	21	
そ の 他	34	208
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
売 上 債 権 売 却 損	4	
支 払 補 償 費	2	
為 替 差 損	30	
そ の 他	17	70
経 常 利 益		5,391
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	110	112
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	4	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2	7
税金等調整前当期純利益		5,496
法人税、住民税及び事業税	1,908	
法人税等調整額	285	2,193
少数株主損益調整前当期純利益		3,302
少数株主利益		0
当期純利益		3,301

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年1月1日
至 平成25年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年1月1日残高	2,553	3,165	30,696	△ 6	36,409
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 994		△ 994
当期純利益			3,301		3,301
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,307	△ 0	2,307
平成25年12月31日残高	2,553	3,165	33,003	△ 6	38,716

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成25年1月1日残高	531	—	△ 390	141	18	36,569
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 994
当期純利益						3,301
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	435	7	182	625	4	630
連結会計年度中の変動額合計	435	7	182	625	4	2,937
平成25年12月31日残高	967	7	△ 207	766	23	39,507

独立監査人の監査報告書

平成26年2月17日

ザ・パック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ザ・パック株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ザ・パック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第62期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月20日

ザ・パックス株式会社 監査役会

常勤監査役 山本 清 一 ㊞

監査役 前田 豊 ㊞

監査役 河内 保 ㊞

(注) 監査役前田 豊及び監査役河内 保は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	37,340	流動負債	21,974
現金及び預金	7,288	支払手形	5,137
受取手形	2,744	買掛金	13,388
売掛金	16,545	短期借入金	230
有価証券	3,699	1年内返済予定の長期借入金	562
商品及び製品	4,513	未払金	783
仕掛品	537	未払法人税等	605
原材料及び貯蔵品	526	未払消費税等	138
立替金	901	賞与引当金	144
繰延税金資産	137	役員賞与引当金	26
短期貸付金	83	設備関係支払手形	498
その他金	378	その他	459
貸倒引当金	△ 15	固定負債	2,574
固定資産	26,236	退職給付引当金	2,491
有形固定資産	19,826	長期未払金	81
建物	7,399	その他	1
構築物	151	負債合計	24,549
機械及び装置	4,884	純資産の部	
車両運搬具	20	科 目	金 額
工具、器具及び備品	239	株主資本	38,052
土地	7,071	資本金	2,553
建設仮勘定	59	資本剰余金	3,158
無形固定資産	186	資本準備金	2,643
借地権	30	その他資本剰余金	514
ソフトウェア	149	利益剰余金	32,347
その他	6	利益準備金	449
投資その他の資産	6,223	その他利益剰余金	31,897
投資有価証券	3,365	買換資産圧縮積立金	145
関係会社株	1,269	別途積立金	28,501
出資	111	繰越利益剰余金	3,251
関係会社出資金	434	自己株式	△ 6
長期貸付金	467	評価・換算差額等	974
従業員に対する長期貸付金	49	その他有価証券評価差額金	967
破産更生債権等	10	繰延ヘッジ損益	7
繰延税金資産	432	純資産合計	39,027
その他	142	負債純資産合計	63,577
貸倒引当金	△ 60		
資産合計	63,577		

損益計算書

(自 平成25年 1月 1日
至 平成25年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		77,236
売上原価		59,772
売上総利益		17,463
販売費及び一般管理費		12,665
営業利益		4,798
営業外収益		
受取利息	69	
有価証券利息	10	
受取配当金	102	
受取貸付料	110	
受取手数料	59	
その他	15	369
営業外費用		
支払利息	16	
支払補償費	2	
為替差損	31	
その他	12	63
経常利益		5,103
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	110	111
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	4	
投資有価証券評価損	2	6
税引前当期純利益		5,208
法人税、住民税及び事業税	1,763	
法人税等調整額	285	2,049
当期純利益		3,159

株主資本等変動計算書

(自 平成25年 1月 1日
至 平成25年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成25年1月1日残高	2,553	2,643	514	3,158
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
買換資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成25年12月31日残高	2,553	2,643	514	3,158

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
買換資産圧縮積立金		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成25年1月1日残高	449	155	26,401	3,177	30,183	△ 6	35,888
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△ 994	△ 994		△ 994
当期純利益				3,159	3,159		3,159
自己株式の取得						△ 0	△ 0
買換資産圧縮積立金の取崩		△ 9		9	—		—
別途積立金の積立			2,100	△ 2,100	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	△ 9	2,100	74	2,164	△ 0	2,164
平成25年12月31日残高	449	145	28,501	3,251	32,347	△ 6	38,052

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成25年1月1日残高	531	—	531	36,420
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 994
当期純利益				3,159
自己株式の取得				△ 0
買換資産圧縮 積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	435	7	442	442
事業年度中の変動額合計	435	7	442	2,607
平成25年12月31日残高	967	7	974	39,027

独立監査人の監査報告書

平成26年2月17日

ザ・パックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ザ・パックス株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月20日

ザ・パック株式会社 監査役会

常勤監査役 山本 清 一 ㊟

監査役 前田 豊 ㊟

監査役 河内 保 ㊟

(注) 監査役前田 豊及び監査役河内 保は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第62期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、内部留保の充実および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額497,334,950円

なお、平成25年9月に中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、通期では1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年3月31日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,100,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役10名が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	な か お よ し か ず 中 尾 吉 計 (昭和27年9月15日)	昭和50年4月 当社入社 平成10年1月 東日本営業統括局長 平成10年3月 取締役 平成14年3月 常務取締役 平成19年1月 専務取締役 平成20年7月 取締役副社長 平成21年3月 代表取締役社長(現任)	18,200株
2	ま つ も と や す お 松 本 康 夫 (昭和27年7月16日)	昭和50年4月 当社入社 平成12年1月 大阪第一事業部長 平成13年3月 取締役 平成16年3月 常務取締役 平成17年1月 大阪事業本部長 平成22年1月 営業本部長(現任) 平成23年1月 専務取締役(現任) 平成24年2月 品質管理本部長(現任) (重要な兼職の状況) 特百嘉包装品貿易(上海)有限公司董事長 特百嘉包装制品(常熟)有限公司董事長	16,700株
3	お く だ り ょ う ぞ う 奥 田 良 三 (昭和31年5月30日)	昭和55年4月 当社入社 平成12年1月 東京第一事業部長 平成14年3月 取締役 平成20年1月 常務取締役(現任) 平成21年3月 東京事業本部長 平成22年1月 調達本部長 平成24年1月 購買本部長 平成25年1月 大阪事業本部長(現任)	11,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	い な だ み つ お 稲 田 光 男 (昭和31年12月11日)	昭和55年4月 当社入社 平成15年1月 東京第二事業部長 平成16年3月 取締役 平成20年1月 常務取締役(現任) 平成22年1月 東京事業本部長(現任) (重要な兼職の状況) ザ・パックスアメリカコーポレーション取締役会長	10,700株
5	き も り け い じ 木 森 啓 至 (昭和26年8月5日)	昭和49年4月 当社入社 平成13年1月 大阪第二事業部長 平成16年3月 取締役 平成22年1月 常務取締役(現任) 平成22年1月 大阪事業本部長 平成25年1月 管理本部長(現任)	12,300株
6	て ら お か よ し の り 寺 岡 由 則 (昭和29年10月4日)	昭和48年3月 当社入社 平成11年4月 東京製造事業部長 平成14年3月 取締役 平成18年1月 大阪製造事業部長 平成24年1月 製造本部長 平成24年7月 東京製造事業部長(現任) 平成25年1月 製造購買本部長(現任) 平成25年3月 常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社京浜特殊印刷代表取締役	11,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
7	たきのうえ てる お 瀧之上 輝 生 (昭和36年4月30日)	昭和59年4月 当社入社 平成16年1月 大阪製造事業部化成品製造部長兼開発 本部生産技術部長 平成18年1月 奈良製造事業部製造部長 平成20年1月 大阪製造事業部長(現任) 平成23年3月 取締役(現任) 平成24年1月 製造本部副本部長 平成25年1月 製造購買本部副本部長(現任) (重要な兼職の状況) 日幸印刷株式会社代表取締役	3,400株
8	やました ひであき 山下 英 昭 (昭和32年6月7日)	昭和57年4月 当社入社 平成13年1月 東京第一事業部一部長 平成18年1月 東京第二事業部副事業部長 平成20年1月 東京第二事業部長(現任) 平成23年1月 執行役員 平成25年3月 取締役(現任)	4,600株
9	もりた かずこ 森 田 和 子 (昭和3年9月9日)	昭和27年5月 当社入社 昭和40年1月 管理本部副本部長 昭和61年3月 取締役 平成7年3月 代表取締役会長 平成10年3月 取締役相談役(非常勤)(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人森田記念福祉財団理事長 森田商事株式会社代表取締役社長	70,048株
10	※ ふじい みちひさ 藤 井 道 久 (昭和33年8月21日)	平成17年4月 当社入社 平成17年4月 購買事業部企画開発部長 平成20年1月 経営企画部長(現任) 平成24年1月 執行役員(現任) 平成24年1月 管理本部副本部長(現任)	1,900株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任の取締役候補者であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役河内 保氏が任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・拡充を図るために1名を増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ にしかわ ひろし 西川 洋 (昭和26年12月3日)	昭和50年4月 当社入社 平成8年1月 株式会社ザ・ニコルス出向(部長) 平成13年7月 化成品・紙器本部付部長 平成14年1月 中部事業部一部長 平成15年1月 東京第一事業部三部長 平成17年1月 東京第三事業部北海道支社長 平成23年1月 営業管理部長 平成23年12月 定年後、営業管理業務を委嘱(現任)	5,900株
2	※ はやし ひろふみ 林 拓史 (昭和40年8月17日)	平成3年10月 会計士補登録 平成3年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成7年8月 公認会計士登録 平成13年1月 監査法人太田昭和センチュリー(現新日本有限責任監査法人)退所 平成13年1月 個人事務所(現林公認会計士・税理士事務所)開設(現在に至る) 平成13年3月 税理士登録 (重要な兼職の状況) 川上塗料株式会社社外監査役 日本機設工業株式会社社外監査役 ナフス株式会社社外監査役 ナフス南株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 林 拓史氏は、社外監査役候補者であります。
2. 林 拓史氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士および税理士としての専門知識と幅広い経験を当社の監査に反映していただくことにより、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
3. 林 拓史氏につきましては、社外監査役就任と同時に東京証券取引所の有価証券上場規定第436条の2に規定される独立役員となる予定です。
4. 林 拓史氏が選任された場合、社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限られるものとする。
5. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. ※印は新任の監査役候補者であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年3月30日に開催されました第59期定時株主総会において、当社株式の大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます）の継続につき株主の皆様のご承認をいただいておりますが、その有効期間は平成25年12月期に関する定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

そこで、当社はその後の買収防衛策に関する諸々の動向や議論の進展を踏まえ、平成26年2月12日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを本株主総会の日から3年間（平成28年12月期に関する定時株主総会の終結の時まで）継続することを決議いたしました。

つきましては、本プランの継続についてご承認をお願いするものであります。

なお、現時点における当社株式の保有状況の概要は、別紙3に記載のとおりであります。

また、現時点において特定の第三者から当社株式の大規模買付け行為に関する提案は受けておりません。

本プランは以下に記載のとおりであります。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値は、これまで培ってきた人材、組織、設備、商品力、技術力、経営陣と従業員との信頼関係、当社と顧客・取引先その他のステークホルダーとの信頼関係、立案・実行されてきた経営施策など、当社の経営に重要不可欠な要素である有形無形の財産により形成され支えられているものと考えております。

当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するためには、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者はこれらの経営要素を維持・向上しなければなりません。

もちろん、当社は、当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されることが原則であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、最終的に当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

そのため、当社株式を大規模に買い付けて当社の財務および事業の方針の決定を支配しようとする、または当社の財務および事業の方針の決定に影響を及ぼそうとする特定の者もしくはグループが、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に株式の大規模な買付けを行う場合でも、当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、上記の経営要素を毀損するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款により許容される限度において相当の措置を講じることといたします。

これらをもって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

2. 当社の企業価値向上と株主共同の利益確保に対する取組みおよび本プランの目的

当社は「愛し愛され」を社是とし、「人を大切に、人を育てる経営」を指針に、「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指し、また地球環境問題への取組みなど、社会的責任を念頭に置きつつ、包装の総合企業体として社会の発展と繁栄に貢献し、業績の向上に努めることを経営方針としてまいりました。

当社は、昭和27（1952）年に日本ケース株式会社として設立され、パッケージ専門メーカーとして事業を開始いたしました。洋服箱の製造販売に始まり、昭和34（1959）年には段ボールシートおよびケースの本格的な一貫生産を開始、その後は積極的に生産設備を増強し、扱ひ品目を紙器、紙袋、化成品、印刷事業等へと拡大し、顧客につきましても当初は主に紳士服小売店であったものを百貨店・量販店等の流通小売市場、食品・家電・サニタリー等のメーカー市場等へと拡大してまいりました。昭和58（1983）年には社名を現在のザ・パック株式会社に変更いたしました。その後、海外においては、昭和62（1987）年にザ・パックアメリカコーポレーションを設立し、アメリカにおいて高級紙袋の製造販売事業を開始、平成18（2006）年には特百嘉包装品質貿易（上海）有限公司を中国上海市に設立し、中国市場における紙加工品・化成品等の販売事業を開始、平成19（2007）年には特百嘉包装製品（常熟）有限公司を江蘇省常熟市に設立して紙包装製品の生産・加工・販売を開始した他、国内においても平成21（2009）年に株式会社パックタケヤマを設立し、株式会社タケヤマの紙袋、紙器、ポリ袋等の製造・販売に関する事業を譲り受けて中部地区に製造拠点を設け、平成23（2011）年には、埼玉県日高市に東京工場を竣工し、埼玉工場の設備移転に加えて生産能力を大幅に増強するとともに物流機能を集約して首都圏市場への対応力を強化する等、ザ・パックグループとして事業を拡大してまいりました。

また、事業拡大を進めながら、平成24（2012）年にカンザス工場を閉鎖してザ・パックアメリカコーポレーションを販売会社に特化させ、平成26年1月1日に事業環境が悪化した株式会社ザ・ニコルスを吸収合併して紳士衣料の製造・販売事業を整理する等、不採算事業の見直し、立て直しを図ってまいりました。

その間、平成3（1991）年に大阪証券取引所市場第二部へ株式を上場、平成13（2001）年に東京証券取引所市場第二部、平成15（2003）年には東京・大阪証券取引所市場第一部へ上場いたしました。

当社は業績向上や財務体質強化に努める一方、従来から企業の社会的責任を強く認識し、包装文化の発展を担う企業としての自覚のもと、昭和56（1981）年には包装資料館を設置して国内外のパッケージ研究および情報発信の拠点とした他、平成5（1993）年にはザ・パックフォレスト基金を設立して森林保護および植林活動を推進し、主力事業におきましては環境対応新商品および新技術の開発に積極的に取り組んでまいりました。また、平成11（1999）年の茨城工場を皮切りに現在は当社の国内四工場および全事業所においてISO14001「環境マネジメントシステム」、ISO9001「品質マネジメントシステム」の認証を取得しております。

平成11（1999）年には、

- ・環境対応NO. 1の会社になろう
- ・品質NO. 1の会社になろう
- ・コストNO. 1の会社になろう
- ・世界に通用する会社になろう
- ・誇りを持ち、夢を実現できる会社になろう

を全社スローガン「ザ・パックス21ビジョン」として決定し、役員・従業員が一体となって企業価値を高める意思統一を図り、今日に至っております。

当社および当社グループの主力事業が属する包装業界は、国内にあっては成熟産業とされています。この中にあって当社および当社グループが持続的に発展するためには、販売力、設備総合力、技術開発力、企画提案力の強化はもちろんのこと、従来の取組みに安住することなく、海外市場の開拓強化および新たな需要や市場の開発・創造に積極的にチャレンジしていかなければなりません。そのためには当社および当社グループの人材と組織力を結集することが不可欠であり、この結集を可能ならしめるのが、社是「愛し愛され」に基づく「人を大切に、人を育てる」経営指針であり「どのような環境の変化にも対応し得る経営体質」を目指す経営方針であります。

今後も、総合包装事業を中核事業として、顧客第一主義を柱に様々な業種や規模の顧客および消費者のニーズを的確に把握して対応し、株主の皆様、顧客、取引先、従業員、地域住民その他のステークホルダーのご意見を重視し信頼関係を維持しながら、業績向上、財務体質強化、社会的責任の遂行に関する的確な中長期的計画を立案し実行していくことが、当社および当社グループの企業価値を高め、株主共同の利益に資するものと考えております。

このように、当社は、当社の企業価値と株主共同の利益の向上に努めていく所存ではありますが、近年、対象会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するという事例が出てまいりました。

当社取締役会は、上記1.の会社の支配に関する基本方針に記載のとおり、当社経営陣の賛同を得ずに一方的に当社株式の大規模買付け行為が行われた場合、当該大規模買付け行為が会社支配権獲得を目的とするものでありましても、それが当社の企業価値を高め、株主共同の利益に資するものであるならば、これを一概に否定するものではありません。会社支配権の移転を伴うような大規模買付け提案に応じるか否かの判断は、最終的に当社株主の皆様的心思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、例えば、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収提案内容または支配権獲得後の経営計画および事業計画（以下「経営計画等」といいます。）が多くステークホルダーの利益を害し前述の経営要素を毀損するおそれがあるもの、当社取締役会や株主が買付けに応じるか否かの判断あるいは当該大規模買付け者が示す経営計画等とそれらの代替案として当社取締役会が提示する経営計画および事業計画等（以下「代替案」といいます。）との比較について検討し得る十分な情報や期間を与えないもの、買付け価格が不当に低いもの等は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損し、当該大規模買付け者以外の株主の皆様に対し損害を与えるおそれがあるものと考えます。

従って、当社取締役会は、大規模買付け行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断いただくために、十分な情報および期間が必要とされることはもちろん、当社取締役会が当該大規模買付け行為に賛同するか否かを適切に判断するために必要な情報および当社取締役会による代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方のもと、株主の皆様から経営を付託された者の責務として、このような情報および期間を提供することなく一方的に行われる当社株式の大規模買付け行為を抑止することを目的とした大規模買付け行為に関する当社独自のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）の継続が必要と考え、平成19（2007）年8月に導入し、平成20（2008）年の第56期定時株主総会で承認をいただき、平成23（2011）年の第59期定時株主総会で一部変更のうえ承認をいただきました下記3.以下に記載する本プランを当社の買収防衛策として継続することといたしました。

3. 本プランの内容

(1) 本プランにおける「大規模買付け行為」および「大規模買付け者」の定義

本プランにおいて定める大規模買付けルールの適用および対抗措置発動の対象となる「大規模買付け行為」および「大規模買付け者」の定義は以下のとおりとします。

(a) 「大規模買付け行為」の定義

次の①もしくは②のいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為を大規模買付け行為とします。但し、当社取締役会が予め承認した行為は除くものとします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（以下「買付け等」といいます。）（注4）
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、保有者の株券等所有割合（注6）とその特別関係者（注7）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け等（注8）

（注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいい、以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者（同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）をいい、当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含むものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注3） 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮するものとします。当該株券等保有割合の計算における当社の発行済株式の総数は、当社が公表した直近の情報を参照できるものとします。

- (注4) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡し請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下②において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいい、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注8) 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(b) 「大規模買付け者」の定義

上記3.(1)(a)に定義する大規模買付け行為を行う者または行おうとする者を大規模買付け者とし、①に定義する大規模買付け行為にあっては、注2に規定する保有者および共同保有者を含み、②に定義する大規模買付け行為にあっては注7に規定する特別関係者を含むものとします。

(2) 大規模買付けルールの概要

大規模買付けルールの概要は、大規模買付け行為の事前に、当社取締役会から大規模買付け者に対して、当社株主の皆様への判断ならびに当社取締役会としての意見形成および当該大規模買付け行為に対する代替案の立案（以下「代替案立案」といいます。）のために十分な情報の提供を求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付け行為を開始するというものであります。これは上記1.に述べました会社の支配に関する基本方針に則ったものであり、当社株主全体の利益に合致するものと考えます。

(3) 大規模買付けルール

(a) 意向表明書の提出

大規模買付け者には、大規模買付け行為の開始または実行に先立ち、当該大規模買付け行為に係る意向および当社の大規模買付けルールの遵守を誓約する旨を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付け者の氏名または名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および提案する大規模買付け行為の概要を明記していただき、代表者による署名または記名押印の上、押印を行った代表者の資格証明書および印鑑証明書を添付していただきます。

なお、大規模買付けルールを含めた本プランにおける当社と大規模買付け者との間で交わされる書面（意向表明書の他、以下に定める「必要情報」の提出要請書面および提出書面、その他質問・回答・交渉・通知等に関する一切の書面とします。）の言語は、全て日本語によるものとします。

当社代表取締役社長は、意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会および後述する独立委員会（下記3.(3)(d)に記載する独立委員会をいい、以下「独立委員会」といいます。）に提出します。

当社は、意向表明書を受領した場合には、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、法令等および金融商品取引所規則に従い株主の皆様を開示いたします。

(b) 必要情報提供の要請

当社代表取締役社長が意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社は、大規模買付け者に対し、適宜合理的な提出期限を定めた上で、当社株主の皆様への判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「必要情報」といいます。）の提供を要請します。

提供を要請する必要情報の事項は下記に定める①から⑧を原則としますが、大規模買付け者が企図する大規模買付け行為の内容により事項を追加する場合があります。但し、その場合も、株主の皆様への判断および取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報に限定するものとします。

要請に対する必要情報の提供方法は書面によるものとし、当社代表取締役社長宛に提出していただきます。当社代表取締役社長は、当該書面を受領後、直ちにこれを当社取締役会および独立委員会に提出します。

なお、大規模買付け者から当初に提供された情報だけでは、当社取締役会または独立委員会が、当該大規模買付け行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会および独立委員会による当該大規模買付け行為に対する賛否等の意見形成または代替案を株主の皆様へ提示することが困難であると判断した場合には、必要情報が揃うまで、適宜合理的な提出期限を定めた上で、大規模買付け者に対し追加の情報提供を要請する場合があります。この場合、大規模買付け者には当該期限までに要請した追加情報を提供していただきます。但し、当社取締役会が必要情報の追加提供を要請したにもかかわらず、大規模買付け者から当該情報の一部の提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、必要情報の全てが揃わなくとも、大規模買付け者との情報提供に関する交渉を打ち切り、下記3.(3)(c)の評価、検討、賛否等の意見形成等を開始する場合があります。

当社は、当社取締役会および独立委員会が大規模買付け者による必要情報の提供が完了したと判断した時点で、法令等および金融商品取引所規則に従って、直ちにその旨を当社株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、当社取締役会または独立委員会の決定に従い、必要情報受領後の適切な時期に、受領した必要情報の内、当該大規模買付け行為に応じるか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要であると認められる情報を、法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様へ開示することを原則といたします。

なお、当社が必要情報の提供が完了したと判断した旨を上記手続により開示した後に、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付け者により当該必要情報について重要な変更（以下「重要変更」といいます。）がなされたと判断した場合には、その旨およびその判断をした理由その他適切と認める情報を法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様へ開示します。これにより、それまでに受領した必要情報を前提として進められた本プランに基づく手続は中止され、当該重要変更がなされた必要情報に基づく大規模買付け行為を従前のものとは別個の大規模買付け行為とみなし、本プランに基づく手続があらためて適用されるものとします。

- ① 大規模買付け者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主または出資者、ならびに重要な子会社および関連会社を含み、大規模買付け者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接または間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の情報
 1. 具体的名称または氏名、資本関係、財務内容、出資割合
 2. 法人である場合は、当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産にかかる主な係争中の法的手続
 3. 個人である場合は、国籍、住所、主要な事業、これまでに行った事業の概要（経営、運営、勤務または所属していた法人の名称および期間を含みます。）
 4. 過去5年間に国内外において行った、または受けた法令違反（起訴を受け未確定のものを含みます。）および行政処分（審査継続中のものを含みます。）等の有無ならびにその具体的内容
 5. 当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験およびその成果等
- ② 大規模買付け行為の目的、方法およびその内容
大規模買付け行為に係る買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性等を含みます。また、当該買付け等の完了後に当社株券等が上場廃止になる見込みがある場合には、その旨およびその理由を含むものとします。
- ③ 大規模買付け行為に係る買付け等の対価の算定根拠
算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容およびその算定根拠を含みます。
- ④ 大規模買付け行為の資金の裏付け
買付け等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件、資金提供後の誓約事項の有無と具体的内容および関連する取引の内容を含みます。

- ⑤ 大規模買付け行為の完了後に意図されている当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策および配当政策等
大規模買付け行為の完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に關する計画を含みます。
- ⑥ 大規模買付け行為の完了後における当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に關する処遇等の方針
当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客の他、当社工場等の事業所が存する地域社会その他に關する方針を含みます。
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断して要請する情報

(c) 取締役会評価期間

当社取締役会は、3.(3)(a)および同(b)により意向表明書および必要情報を受領した場合、下記①または②の期間（必要情報の提供が完了したと当社取締役会および独立委員会が判断した旨を当社が開示した日の翌日を起算日とします。）を、当社取締役会による大規模買付け行為に対する評価、検討、賛否等の意見形成、代替案立案および大規模買付け者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付け行為は、取締役会評価期間経過後にのみ、開始されるものとします。

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は60日間
- ② ①以外の大規模買付け行為の場合は90日間

なお、下記3.(4)(a)ウに記載する場合には、独立委員会は当社取締役会に対し取締役会評価期間を最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は原則として従うものとします。但し、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、決議された具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付け者に通知するとともに、法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様が開示します。この場合、大規模買付け行為は、当該延長期間経過後にのみ、開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間（延長された場合の延長期間を含む。以下同じ）内において、受領した必要情報に基づき、当社の企業価値および株主共同利益の確保・向上の観点から当該大規模買付け行為を評価・検討した上で、取締役会として当該大規模買付け行為に応じるか否かの意見を形成し、必要に応じ、大規模買付け者に対し大規模買付け行為に關する条件改善について交渉し、また当社取締役会として代替案を立案して株主の皆様へ提示します。

当社取締役会が評価、検討、賛否等の意見形成、代替案立案および大規模買付け者との交渉を行うにあたっては、必要に応じ、当社取締役会から独立した立場にある第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得るものとします。

(d) 独立委員会の設置

当社は、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守したか否か、大規模買付け行為が当社の企業価値を毀損するものであるか否か、株主共同の利益を損なうか否か、大規模買付け行為に対し下記3.(5)に定める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）を発動するか否かおよび発動を停止するか等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排除し、判断の客観性、公正性および合理性を担保するために、平成19（2007）年8月の旧プラン導入時より、当社の業務執行を行う当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は3名以上とし、当社社外監査役および社外取締役（これらの補欠者を含むものとします。但し、本株主総会開催の時点では社外取締役および補欠者はおりません。）ならびに社外有識者（企業経営者もしくはその経験者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とします。）を対象として選任するものとします。なお、本プランにおける独立委員会の委員は、本株主総会開催の時点では別紙1に記載のとおりです。

独立委員会は、受領した意向表明書および必要情報に基づき、独自に当該大規模買付け行為の評価・検討を行い、取締役会評価期間内に、本プランに従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本プランに従って対応を決定するものとします。

独立委員会は、独自にまたは当社取締役会等を通して、大規模買付け者に対し、必要情報の追加提供、協議・交渉等を求める場合があります。大規模買付け者は、これに速やかに応じなければならないものとします。

独立委員会は、大規模買付け者から意向表明書および必要情報が提出された場合、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から、当社取締役会の経営計画等および当社取締役会による当社の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限（取締役会評価期間内において最長30日とします。）を定めた上で、当該大規模買付け者および当該大規模買付け行為の内容に対する意見ならびにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下「当社取締役会情報」といいます）を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社取締役会情報について、当社取締役、当社監査役、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し、独立委員会が必要とする説明を要請することがあります。要請を受けた者は、必ずこれに応じるものとします。

なお、独立委員会は、必要に応じ、当社取締役会から独立した立場にある第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、その費用は原則として当社が負担します。

独立委員会は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもって決議を行います。但し、独立委員会の委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもって決議を行うものとします。

(4) 大規模買付け行為がなされた場合の対応

(a) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次のアからウに定める手続に従い、当社取締役会に対し、大規模買付け行為への対応を勧告するものとします。

ア 大規模買付けルールが遵守されなかった場合

大規模買付け者が大規模買付けルールの重要部分に違反した場合（大規模買付け者が意向表明書または必要情報を提出しない場合、取締役会評価期間の経過前に大規模買付け行為を開始する場合の他、大規模買付けルールに従った必要かつ十分な情報提供を行わず、情報提供を行えないことに合理的説明がない場合、当社取締役会または独立委員会との協議・交渉に応じない場合を含みます。）には、独立委員会は独自の判断により、または当社取締役会の諮問を受けて、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させない必要が明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として当社取締役会に対し、大規模買付け行為に対する対抗措置（後述の新株予約権の無償割当による方法の他、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置を含みます。）の発動を勧告します。

当社は、かかる勧告が独立委員会からなされた場合、独立委員会の当該勧告内容を含む意見および当該意見に至った理由ならびに独立委員会が開示を適切と認めた情報を、法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様へ開示します。

但し、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付け行為が撤回され、または存在しなくなった場合、その他当該勧告を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該対抗措置の中止その他の勧告（以下「再勧告」といいます。）を、当社取締役会に対して行うことができます。

当社は、かかる再勧告が独立委員会からなされた場合、独立委員会の当該再勧告内容を含む意見および当該意見に至った理由ならびに独立委員会が開示を適切と認めた情報を、法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様へ開示します。

イ 大規模買付けルールが遵守された場合

独立委員会は、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守した場合（大規模買付けルールの違反があった場合でも、当該違反がルールの重要部分でなく軽微な部分に関するものであり、大規模買付け者および大規模買付け行為の評価に反映するべきではないと独立委員会が認めた場合を含み、以下同じとします。）には、原則として、当社取締役会に対し、当該大規模買付け行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

但し、大規模買付けルールが遵守された場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付け者または当該大規模買付け行為が次の①から⑩のいずれかに該当し、かつ、当該大規模買付け行為の実施が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するものと合理的に判断される場合に限り、当社取締役会に対し、当該大規模買付け行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- ① 大規模買付け者には真に当社の経営に参加する意思がなく、大規模買付け行為の目的が、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引取らせる、いわゆる「グリーンメイラー」と称されるものであると判断される場合
- ② 大規模買付け者が当社の経営に参加する目的が、主として、一時的に当社の経営を支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大規模買付け者やそのグループ会社等に移譲させる等の、当社の犠牲の下に大規模買付け者の利益を実現する経営を行うことであると判断される場合
- ③ 大規模買付け者が、当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的であると判断される場合
- ④ 大規模買付け者が、当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的または一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って当社株式の高値売抜けをする目的であると判断される場合
- ⑤ 大規模買付け行為における当社株券等に対する買付け等の方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで株券等の全ての買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがある場合
- ⑥ 大規模買付け者による当社の経営支配権取得自体が、当社の重要な顧客や取引先の喪失につながるものが合理的理由に基づき予想され、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれが高いと判断される場合
- ⑦ 大規模買付け者が当社経営の支配権取得後の経営方針や事業計画等（大規模買付け者が投資ファンド等である場合には大規模買付け行為に係る投資資本の回収方針を含みます。）を具体的に示さず、または示した内容が著しく不合理もしくは不適當であり、大規模買付け者による当社経営の支配権取得が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれが高いと判断される場合
- ⑧ 大規模買付け者による当社経営の支配権取得により、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値が著しく毀損されること、ひいては株主共同の利益の確保・向上が著しく妨げられることが合理的理由に基づき判断される場合
- ⑨ 大規模買付け行為の条件（対価の価額・種類、価額算定の根拠、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性、買付け等の後における当社の少数株主に対する方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適當であることに合理的根拠がある場合
- ⑩ 大規模買付け者の経営者または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはその関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付け者がコンプライアンスおよび公序良俗の観点から当社の支配株主として不適當であると判断される場合

- ⑩ その他①から⑩までのいずれかに準じる場合で、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合
なお、かかる発動または不発動の勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記3.(4)(a)アに準じるものとします。

ウ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、上記アまたはイに定める勧告の他、当社取締役会が随時諮問する事項その他当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために必要な勧告ができるものとします。

また、独立委員会は、独立委員会が取締役会評価期間内に上記アまたはイに記載する勧告を行うことができない等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議を行えないと判断した場合には、当社取締役会に対し、30日間を上限として、当該大規模買付け行為の評価・検討、大規模買付け者との協議・交渉等に必要と判断される合理的な範囲で取締役会評価期間を延長すること、当該延長期間内に独立委員会が行う対抗措置に係る勧告を受けた上で対抗措置の発動または不発動の取締役会決議を行うこと等を勧告できるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記3.(4)(a)アに準じるものとします。

(b) 当社取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザーなどの外部専門家の意見等を参考にし、大規模買付け行為に対する意見表明（賛否の他、表明の時点における賛否判断の留保を含みます。）ならびに対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会の勧告の有無または勧告の内容に関わらず、次の場合には対抗措置を発動しないものとします。

- ① 当社取締役会が、大規模買付け者との間で十分な協議や交渉を行った結果、大規模買付け者および大規模買付け行為が上記3.(4)(a)イに定める①から⑩のいずれにも該当しないと判断した場合
- ② その他当社取締役会が合理的理由に基づき対抗措置を発動するべきでないと判断した場合

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決議後または発動後においても、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、次の場合には対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

- ① 大規模買付け行為が撤回されまたは存在しなくなった場合、その他対抗措置発動を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合

② その他当社取締役会が、合理的理由に基づき対抗措置の中止または発動の停止を行うべきであると判断した場合

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の内容を含む意見および当該意見に至った理由ならびに当社取締役会が開示を適切と認めた情報を、法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様が開示します。

なお、大規模買付け者は、当社取締役会が対抗措置を中止または発動の停止の決議を行うまでの間は、大規模買付け行為を実行してはならないものとします。

(5) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付け行為に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当によるものを原則とします（以下、この無償割当に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

但し、会社法その他の法律および当社定款で認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該対抗措置を用いることがあります。

大規模買付け行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙2に記載のとおりとします。

なお、実際に本新株予約権の無償割当を行う場合には、(i) 3.(1)(b)に定義する大規模買付け者、(ii)当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付け者から本新株予約権の譲渡を受けまたは承継した者、ならびに(iii)上記(i)または(ii)の者が実質的に支配し、協調・共同して行動する者であることが合理的理由に基づき明らかであると当社取締役会が認めた者（以下(i)(ii)(iii)をあわせて「例外事由該当者」といいます。）等には権利行使が認められない等の行使条件、当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに例外事由が該当者以外が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨等を定めた取得条項等、大規模買付け行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けることがあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議後または発動後においても、上記3.(4)(b)に記載のとおり、対抗措置の撤回または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付け者が大規模買付け行為の撤回を行い、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を決定する場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得するなどの方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

当社は、本プランに規定しました大規模買付けルールの内容および手続ならびに大規模買付けルールが遵守されなかった場合等に発動する対抗措置の内容および手続につきましては、当社の企業価値および株主共同の利益の毀損を防止し確保・向上を目的とした相当かつ適切な対応であり、法令等や金融商品取引所規則に則ったものと考えております。一方、対抗措置の発動により、結果的に、大規模買付けルールを遵守しない大規模買付け者または大規模買付けルールを形式的に遵守しても大規模買付け者の経済的利益等を優先して当社の企業価値および株主共同の利益の毀損を省みない大規模買付け者には、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があることを付記いたします。

4. 本プランの有効期間

本株主総会において当社株主の皆様のご承認を得られた場合には、本プランの有効期間は平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会の日から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの（平成28（2016）年12月期）に関する当社定時株主総会（平成29（2017）年3月開催予定）が終結する時までとし、以後、本プランの継続につきましては定時株主総会の承認を得ることとします。

5. 本プランの廃止および変更等

当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られない場合は、その時点で本プランは廃止されます。

本プランは、その有効期間中でありましても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点でそれぞれ廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止することが可能です。

また、当社取締役会は、当社の企業価値または当社株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの有効期間中にありましても独立委員会の承認を得た上で、当社株主総会において当社株主の皆様にご承認を得た本プランの趣旨に反しない範囲、または法令等および金融商品取引所規則の改正もしくはこれらの運用・解釈の変更もしくは判例等の状況その他により合理的に必要と認められる範囲で、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プラン導入以後、法令の新設または改廃に伴い必要な場合には、当社取締役会において当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項および用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更等の事実および変更等の内容その他の事項について、法令等および金融商品取引所規則に従って当社株主の皆様へ開示します。

6. 当社株主および投資家の皆様への影響について

当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置を発動する場合があります。これにより当社株主の皆様（大規模買付け者その他の例外事由該当者を除きます。）が法的権利および経済的利益について損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、本新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆様が保有する当社1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、当社株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接に具体的な影響を与えることは想定しておりません。但し、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、本新株予約権の無償割当を行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割当てられます。

また、本新株予約権を行使して株式を取得するためには、別途お知らせする所定の手続により所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が本新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項を付し、これに従い本新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした本新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による本新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に本新株予約権を発行または取得することとなりました際に、法令等および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

これらの場合、例外事由該当者につきましては、本新株予約権を行使できない、保有する本新株予約権が当社による取得の対象にならない等の可能性があります。

なお、いったん本新株予約権の無償割当を決議した場合であっても、当社は、上記3.(5)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当に係る本権利落ち日の前日までににおいては本新株予約権の無償割当を中止し、本新株予約権の無償割当の効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までににおいては当社が無償で本新株予約権を取得するなどの方法で、対抗措置の発動を停止する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に手続の必要が生じた際に、法令等および金融商品取引所規則に従い、株主の皆様に対し適時に適切な開示を行います。

7. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17（2005）年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則をいいます。）を完全に充足しており、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方（平成20（2008）年6月30日企業価値研究会）を十分に踏まえた高度の合理性を有します。

(2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記3.(3)に記載のとおり、大規模買付け者に対して大規模買付け行為に関する必要な情報およびこれらについて評価・検討するための適切な期間を求め確保することにより、当社取締役会が十分な評価・検討をし、独立委員会の勧告を受けて決定した当該大規模買付け行為に対する賛否の意見や代替案、当社取締役会が株主の皆様のために行った大規模買付け者との交渉の結果その他株主の皆様が必要とする適切な情報を株主の皆様へ提示して、株主の皆様が当該大規模買付け行為に応じるか否かを適切に判断していただくことを可能にするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止し確保・向上することを目的として導入されるものです。

(3) 株主意思の重視

当社は、当社の企業価値ひいては当社株主の皆様全体の共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付け行為が突如行われる可能性に鑑み、当社定款第19条第1項の規定に基づき、本プランの継続を本株主総会に付議いたします。本株主総会におきまして、本プランの継続につき当社株主の皆様のご承認を得られない場合には本プランは廃止されます。

本株主総会で本プランの継続につきご承認が得られた場合は、その有効期間は、上記4.に記載のとおり、平成28（2016）年12月期に関する当社定時株主総会（平成29年（2017）年3月開催予定）の終結の時までの3年間となる、いわゆるサンセット条項が付されており、当社取締役の任期は1年のため、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて本プランの継続または廃止に関する株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、上記5.に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなっております。

このように、本プランの継続および改廃は、当社株主の皆様のご意思にかかるとなっております。

(4) 必要性および相当性の確保

(a) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するため、上記**3.(3)(d)**に記載のとおり、独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役および社外取締役（これらの補欠者を含むものとします。但し、本株主総会開催の時点では社外取締役および補欠者はおりません。）ならびに社外有識者（企業経営者またはその経験者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

独立委員会は、上記**3.(3)(d)**および**3.(4)(a)**に記載のとおり、当社取締役会とは別個に独立した立場で大規模買付け者および大規模買付け行為の評価・検討および必要に応じて大規模買付け者と直接に交渉等を行い、大規模買付け行為への対応を当社取締役会に勧告します。当社取締役会が大規模買付け行為に対する賛否等の意見表明および対抗措置の発動もしくは不発動等の決議を行うにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらにより、取締役会の恣意的判断による対抗措置の発動は防止されています。

また、独立委員会は、必要に応じ、原則として当社の費用で、当社取締役会から独立した立場にある第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等）の助言を得ることができます。これにより、独立委員会の勧告に係る判断の客観性および合理性が担保されます。

なお、独立委員会の勧告およびその判断の概要は、法令等および金融商品取引所規則に従い、適時適切に当社株主の皆様へ開示いたしますので、本プランの運用についての透明性も確保されます。

(b) 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、上記**3.(3)(c)**および**3.(4)(b)**に記載のとおり、評価、検討、賛否等の意見形成、代替案立案および大規模買付け者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した立場にある第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等）の助言を得ることとしております。これにより、当社取締役会の判断について客観性および合理性が担保されます。

(c) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記**3.(4)(a)**に記載する独立委員会の勧告に係る要件および**3.(4)(b)**に記載する当社取締役会の決議または判断に係る要件のとおり、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について合理的な客観的要件が定められており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記5.に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされております。

また、当社は、取締役の任期を1年と定め、取締役の期差選任は講じておらず、取締役解任要件の加重も行っておりません。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）およびスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙1)

独立委員会委員の氏名および略歴

中村 直人 (なかむら なおと)

略歴

昭和35年 1月25日生

昭和60年 4月 弁護士登録、第二東京弁護士会入会

昭和60年 4月 森綜合法律事務所所属

平成10年 4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー

平成15年 2月 中村直人法律事務所(現中村・角田・松本法律事務所)開設、パートナー
<現在に至る>

※中村直人氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

前田 豊 (まえだ ゆたか)

略歴

昭和23年 6月17日生

昭和50年 3月 公認会計士、税理士登録

昭和51年 4月 前田公認会計士事務所開設<現在に至る>

平成15年 3月 当社監査役<現在に至る>

※前田豊氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、東京証券取引所の
有価証券上場規程第436条の2の独立役員として指定しております。

※同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

河内 保 (かわち たもつ)

略歴

昭和23年 9月21日生

昭和51年 4月 弁護士登録、大阪弁護士会入会

平成10年10月 文殊綜合法律事務所所長<現在に至る>

平成13年 4月 大阪弁護士会副会長

平成18年 3月 当社監査役<現在に至る>

※河内保氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

※同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

※河内保氏は、平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、任期満了に
より当社社外監査役を退任するとともに、独立委員会委員を退任する予定です。

(独立委員会委員就任予定者)

林 拓史 (はやし ひろふみ)

略歴

昭和40年 8月17日生

平成 3年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人) 入所

平成 7年 8月 公認会計士登録<現在に至る>

平成13年 1月 監査法人 太田昭和センチュリー(現新日本有限責任監査法人) 退所

平成13年 1月 個人事務所(現林公認会計士・税理士事務所) 開設<現在に至る>

平成13年 3月 税理士登録<現在に至る>

※林拓史氏は、平成26年3月28日開催の第62期定時株主総会において、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役に選任および就任の予定であり、社外監査役就任と同時に独立委員会委員に就任および東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定される独立役員となる予定です。

※同氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

以 上

(別紙2)

大規模買付け行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要

本プランに基づく新株予約権の無償割当（以下、この無償割当に係る新株予約権を「本新株予約権」といいます。）をする場合の概要は、以下のとおりです。

1. 本新株予約権割当対象の株主およびその発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てます。
2. 本新株予約権の目的である株式の種類および数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は別途調整がない限り1株とします。
3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日
当社取締役会において別途定めます。
4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、金1円以上で当社株式1株の時価の50%相当額以下の範囲内において当社取締役会が定める価額とします。
5. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとします。
6. 本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとしますが、その際に、当社株式の大量買付け行為に関する対応策において定める(i)3.(1)(b)に定義する大規模買付け者、(ii)当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付け者から本新株予約権の譲渡を受けまたは承継した者ならびに(iii)上記(i)または(ii)の者が実質的に支配し、協調・共同して行動する者であることが合理的理由に基づき明らかであると当社取締役会が認めた者（以下(i)(ii)(iii)をあわせて「例外事由該当者」といいます。）等による権利行使を認めないとする行使条件等、大規模買付け行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件等を付すことがあります。
7. 本新株予約権の行使期間等
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとします。
8. 当社による本新株予約権の取得
本新株予約権の当社による取得条件は当社取締役会において別途定めるものとしますが、当社取締役会が別途定める日（一定の事由が生じた日とすることを含みます。）の到来をもって、当社が本新株予約権の全部を無償で取得することができる旨や、当社が例外事由該当者以外の者が有する本新株予約権のみを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる旨等の取得条件を付すことがあります。

以上

(別紙3)

当社株式の保有状況(平成25年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 77,000,000株
2. 発行済株式総数 19,900,000株
3. 株主数 6,655名
4. 大株主(上位10名)

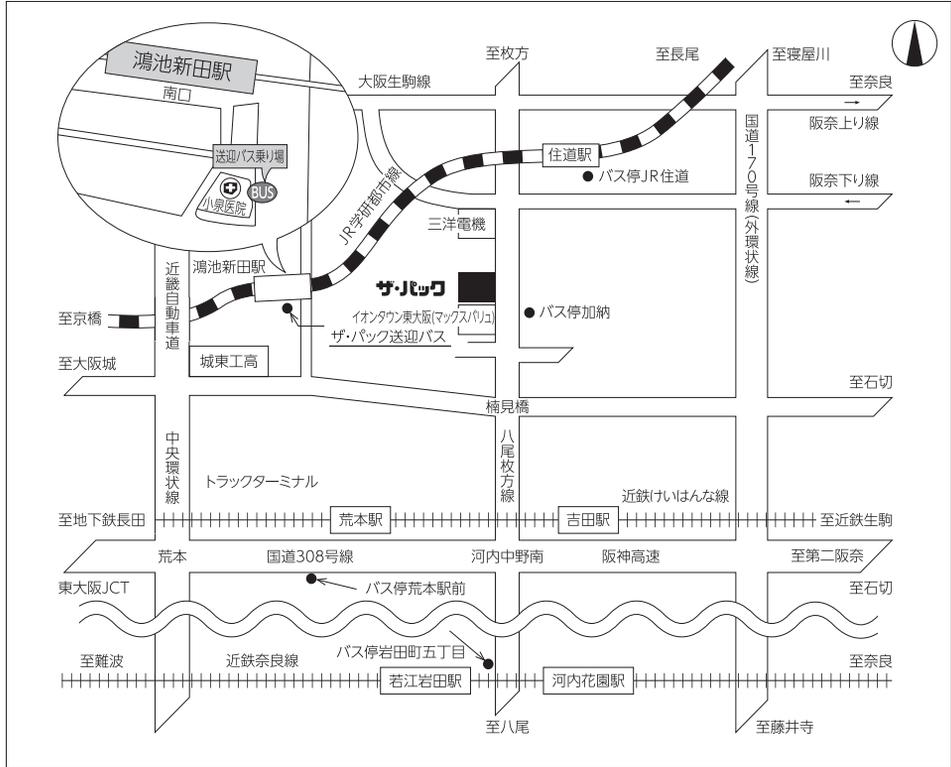
氏名または名称	所有株式数	持株比率
公益財団法人森田記念福祉財団	2,081 ^{千株}	10.45 [%]
ビービーエイチフォー フィデリティ ロープライズドストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポート フォリオ)	1,990	10.00
ザ・パックス取引先持株会	1,247	6.26
森田商事株式会社	1,013	5.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	843	4.23
北越紀州製紙株式会社	622	3.12
ザ・パックス社員持株会	597	3.00
大王製紙株式会社	545	2.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	494	2.48
七條紙商事株式会社	448	2.25

(注) 千株未満は切り捨てて表示しております。

以上

株主総会会場ご案内

会場 東大阪市東鴻池町一丁目5番39号
当社大阪工場本館3階会議室
TEL 072-962-1221



- ・ JR学研都市線鴻池新田駅下車、当社送迎バス(9時から9時40分まで運行、約10分)
 - ・ JR学研都市線住道駅下車、近鉄バス近鉄八尾駅前行き乗車約10分、加納バス停下車、北へすぐ
 - ・ 近鉄奈良線若江岩田駅下車、東へ徒歩5分、近鉄バス岩田町五丁目バス停からJR住道行きまたは萱島行き乗車約20分、加納バス停下車、北へすぐ
 - ・ 近鉄けいはんな線荒本駅下車、近鉄バスJR住道行きまたは萱島行き乗車約10分、加納バス停下車、北へすぐ
- (当日、近鉄バスは、道路混雑による延着が予想されます。また、便数があまりございませんので、できるだけ、JR学研都市線鴻池新田駅より当社送迎バスをご利用ください。)